

平成20年10月24日
株式会社山梨中央銀行

投資信託および個人年金保険における取扱商品の追加について

株式会社山梨中央銀行(頭取 芦澤 敏久)では、お客さまの多様化する資産運用ニーズにきめ細かくお応えするため、下記の投資信託2商品と個人年金保険1商品を窓口販売商品に追加いたします。

記

1. 追加商品

(1) 投資信託

「エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)」(国際投信投資顧問)

「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)(愛称: 杏^{あんず}の実)」(大和証券投資信託委託)

(2) 個人年金保険

「プレミアステップ」(第一フロンティア生命保険)

2. 取扱開始日

平成20年10月27日(月)

3. 商品の主な特徴

(1) 投資信託

エマージング・ソブリン・オープン (毎月決算型)	エマージング・カントリー(新興国)の米ドル建のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン (毎月分配型)	オーストラリア・ドル建およびニュージーランド・ドル建の公社債等に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指します。

(2) 個人年金保険(変額)

プレミアステップ	初期費用の負担がないので、一時払保険料の全額を運用できます。 基本保険金(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。 基本保険金額に対する積立金の割合が一定率に到達すると、最低受取保証額がステップアップします。一度上がったら下がりません。 ファンド(特別勘定)は、新興国の株式・債券等も含め幅広い収益機会を捉えつつ分散投資の効果も高め、長期的な資産の成長を目指します。
----------	---

4．商品の内容およびリスクについて

追加する商品の内容およびリスク等については、別紙をご覧ください。

5．取扱店

全店（投資信託はローンスクエア甲府支店を除きます）

（個人年金保険はローンスクエア甲府支店、リバーシティ出張所を除きます）

当行では、今後とも、よりお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

株式会社 山梨中央銀行
登録金融機関 関東財務局長（登金）第41号
加入協会 日本証券業協会

< 追加する商品の内容 >

1. 投資信託

< エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型） >

商品名	エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）
委託会社	国際投信投資顧問
商品分類	追加型株式投資信託
商品特徴	ファミリーファンド方式により、エマージング・カントリーのソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 JPMorgan EMBI Global Diversified（円換算）をベンチマークとします。 エマージング・ソブリン・オープンマザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。 毎月5日（休業日の場合には翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき、分配を行います。
申込コース	分配金受取コース、分配金再投資コース
申込単位	分配金受取コース： 1万円以上1円単位 分配金再投資コース： 1万円以上1円単位
定時定額取引（積立）	できます。
申込手数料	申込金代金に対して、 1億円未満 3.15%（税抜3.00%） 1億円以上5億円未満 2.10%（税抜2.00%） 5億円以上 1.05%（税抜1.00%）
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%
信託報酬	ファンドの純資産総額×年1.6485%（税抜年1.5700%）
その他の費用	申込手数料、信託報酬のほか、売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。「その他の費用」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。
購入・解約申込日	ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、申込・換金請求ができません。
購入価額	申込日の翌営業日の基準価額
主なリスク	金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク
解約価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	平成35年8月5日まで
解約代金支払い	解約請求受付日から起算して6営業日目以降
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額に対して課税されます。

<ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)>

商品名	ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型) (愛称:杏の実)
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
商品分類	追加型株式投資信託/バランス型
商品特徴	オーストラリア・ドル建て、ニュージーランド・ドル建ての債券等に投資します。 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上とすることを基本とします。 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益配分方針に基づき分配します。
申込コース	分配金受取コース、分配金再投資コース
申込単位	分配金受取コース:1万円以上1円単位 分配金再投資コース:1万円以上1円単位
定時定額取引(積立)	できます。
申込手数料	申込金総額に対して2.10%(税抜2.00%)
信託財産留保額	かかりません。
信託報酬	ファンドの純資産総額×年1.3125%(税抜年1.25%)
その他の費用	申込手数料、信託報酬のほか、売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用等を、ファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。「その他の費用」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。
購入・解約申込日	シドニー先物取引所の休業日は申込・換金請求ができません。
購入価額	申込日の翌営業日の基準価額
主なリスク	金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク
解約価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	無期限
解約代金支払い	解約請求受付日から起算して5営業日目以降
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額に対して課税されます。

2. 個人年金保険(変額)

<プレミアステップ>

商品名	プレミアステップ (年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険)
一時払保険料	200万円以上5億円以下(1万円単位)
契約年齢	0歳～80歳(ご契約日における被保険者の満年齢)
運用期間	10年～20年から選択(1年単位)
年金種類	<ul style="list-style-type: none"> ・確定年金(3～7年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年) ・死亡時保証金額付終身年金 ・10年保障期間付終身年金 年金の支払にかえて、年金原資額を一時に受取ることができる制度(年金原資額の一時払)もあります。
告知事項	健康状態や職業に関する告知は不要です。
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> ・運用期間中年金支払移行特約 ・死亡給付金の年金払特約
諸経費	本商品にかかる費用は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額となります。(ただし、一定期間内の解約時には別途「解約控除」がかかります。) <ご契約時> <ul style="list-style-type: none"> ・ご負担いただく費用はありません。 <運用期間中> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約関係費：ファンド(特別勘定)の資産総額に対して、年率2.73%です。 ・資産運用関係費：信託報酬は投資信託の資産総額に対して、年率0.2625%(税込)です。 <ご解約時> <ul style="list-style-type: none"> ・基本保険金額に経過年数別の解約控除率(7.0%を上限)を乗じた金額になります。 <年金受取期間中> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約関係費：受取年金額に対して1.0%です。
運用上の主なリスク	金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・株価変動リスク 不動産投資信託の価格変動リスク・新興国への投資リスク

< 追加する商品の主なリスク >

金利変動リスク

金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

為替変動リスク

外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

信用リスク

株式や公社債等の発行体が経営不振等の理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

流動性リスク

市場での売買が極端に少ない銘柄を換金するとき、買い手が見つからないために、希望した価格で売れない可能性があるリスクをいいます。

不動産投資信託の価格変動リスク

景気・経済・社会情勢等の変化や、火災や自然災害等に伴う損害等により、投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入が減少するリスクをいいます。一般に、このような場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

カントリーリスク

ある国の株式や債券などへの投資を考える場合の、その国の政治的・経済的な見地からのリスクです。たとえば、ある国の政治情勢が安定しており、経済が堅調なら、その国(の証券)に投資するリスクは低いといえ、逆に政治や社会経済が不安定であった場合は、カントリーリスクは高いといえます。

新興国への投資リスク

新興国は、金融市場や政情が不安定で、かつ市場規模が小さく流動性が低い場合があります。また、証券市場、会計基準、財務状況の開示、法規制等に関する制度が先進国と異なるために、運用上予期しない制約を受けるリスクをいいます。一般に、このような場合、有価証券や為替相場が先進国より大きく変動し、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

< 投資信託の留意点 >

- ・ 投資信託は、預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。
- ・ 当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 投資信託は、価格変動を伴う金融商品のため元本は保証されません。本ファンドの主なリスクについては、上記のリスク欄をご確認ください。
- ・ 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。
- ・ 投資信託は、書面による契約の解除（クーリングオフ）の適用はありません。
- ・ ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面」（目論見書）をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面」（目論見書）は当行本支店等の窓口にご用意しております。

< 個人年金保険の留意点 >

- ・ 商品の詳細については、専用のパンフレットおよび「契約締結前交付書面（契約概要 / 注意喚起情報）」をご確認ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」等をご確認ください。
- ・ 個人年金保険は、預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。
- ・ 個人年金保険は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、契約の主体はお客さまと保険会社になります。
- ・ 中途解約された際の解約返戻金額や変額年金保険における年金原資やお受取金額は、運用実績等により一時払保険料を下回ることがあります。
- ・ 引受保険会社が経営破綻した場合の取扱い等の保険契約に関するリスクについては、生命保険契約者保護機構、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付額等が削減されることがあります。